

地域景観づくり協定素案の概要

御堂筋本町北地区

広告・サインに係る地域ルール（素案）

	対象物	基本的な考え方	
		設置のしかた	表示のしかた
景観 を整える	・ビル名・テナント名等（中高層部） ・袖看板(ブラケット) ・バナーフラッグ ・壁面広告 ・サイネージ(屋内) など	・ 位置を整える ・ 大きさを整える	・ ビル意匠と調和させる ・ 周辺との調和に配慮する ・ 大面積の色使いに配慮する ・ 大きくし過ぎない
分かりやすく する	・ビル名・テナント名 ・袖看板(ブラケット) ・案内板・集合サイン など	・ 目につきやすい場所に設置する ・ むやみに数を増やさない	・ 関連する情報を集約する ・ 伝えたい情報を絞る
にぎわい を演出する	・壁面広告 ・ウィンドウディスプレイ等 ・袖看板(ブラケット) ・バナーフラッグ ・オーニング ・サイネージ(屋内) など	・ 屋内外の活動が見えるようにする（視線を遮らない） ・ 気持ちよく歩けるようにする（歩行空間を遮らない）	・ 素材（安価・手軽なものを用いない） ・ 価格の安さばかりを強調しない ・ 商品等の写真を大きくし過ぎない ・ 彩度の高い色も可 ・ サイネージ(屋内)も有効活用

地域の取り組みと主な検討項目

今年度は、検討の目的と取り組むべき課題を整理しながら、広告・サインの地域ルールの方策に向けて、主に下記の3点について検討を深めながら議論を行ってきた。

議論の進捗等については御堂ネット全体会議にて報告しながらすすめており、今般、地域景観づくり協定の素案が策定された。



● 広告・サインの地域ルールの方策に向けて検討を深めてきた項目

① サイン全体の大きさ・文字の大きさ・色合い等の基準等

② ガラス面利用について

GLでは、「外観と一体的にデザインされたものは可能」とあるが、屋内の広告物については、そもそも規制対象外であることも含めて曖昧な部分が多い。

③ 暫定利用・イベント対応時の特例について

GLでは設置基準の緩和が規定されているが、特にルールはなく、全市的な既存規定に基づき運用

各検討項目の素案への反映内容

①サイン全体の大きさ・文字の大きさ・色合い等の基準等

第6条 広告物等の意匠等

- ・ 広告物等の形態や意匠、設置位置等は、周辺のまちなみや建築物と調和のとれたものとする。
- ・ 掲出数や情報量を抑えるとともに、商品等の直接的、過剰な表現を避ける。
- ・ 集約して設置し、複数設置する場合は、統一したデザインとするほか、位置や大きさを揃え、街並みとしての統一感や連続性が演出されるよう配慮する。
- ・ **色彩に配慮し、高彩度の利用を抑える。**

第7条 建物壁面に掲出する広告物等に関する基準

- ・ 自己の氏名、名称、商標、ビル名称、主要な施設や店舗の名称を表示するものとする。
- ・ 周辺建物の掲出方法も参照し、高層部では50m付近に設けるなど、街並みとしての連続性に配慮する。
- ・ **ビル本体の素材感を失わない切り文字を基本とし、看板やバックパネルを設ける場合は、大きさや色彩に配慮する。**
- ・ 低層部に複数のテナントを表示する場合は掲出位置を定める又は揃えるなど、統一感や連続性に配慮する。

②ガラス面利用について

第9条 ガラス面を利用又は室内側に近接して掲出・設置する広告物等に関する基準

(1) ガラス面に直接貼り付ける広告物等に関する基準は次の通りとする。

- ・形状や掲出位置を揃えるなど、建物との調和に配慮し、建物内と通り双方の見通しが確保されるようにする。
- ・切り文字を基本とし、色彩や大きさにも配慮して簡潔な表示方法とする。

(2) ガラス面の内側に近接して掲出・設置し、主に沿道の通行者に向けて掲示する広告物等に関する基準は次の通りとする。

- ・室内のアクティビティや商品と一体的にデザインするなど、建物内と通り双方の見通しを確保し、歩く楽しみや賑わいを演出する。
- ・建物ファサード全体での調和に配慮する。
 - ・パネル等に掲出する場合は、形状や掲出位置を揃え、乱雑な印象を与えないよう配慮する。
- ・掲出数や情報量を抑えるとともに、商品等の直接的、過剰な表現を避け、色彩に配慮するなど、表現方法に工夫を行う。
 - ・やむを得ずガラス面をふさぐ場合は、装飾的なウインドウディスプレイのような工夫を行う。

(3) (ガラス面の内側に設置するデジタルサイネージについては、コンテンツのコントロールと合わせて取り扱いを検討する)

③暫定利用・イベント対応時の特例について

第11条 期間限定広告物等に関する基準

- ・季節行事や沿道・地域で連携して行うイベントに即した広告について、原則として1か月以内の掲示を可能とし、掲出期間の5倍の空き期間を設ける。
 - ・（第12条に定める委員会で認めたイベント等の場合は、空き期間等について柔軟な運用を検討する）

●来年度の協定案締結に向けた取り組み

広告サインに係る地域ルール策定に向けて・・・

○協定素案の深度化

ガラス面利用や照明（夜間）、イベント時の扱いなど、引き続き検討の必要なテーマについて、深度化し、素案に落とし込み

⇒御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会での議論を通じて、項目や基準などの内容を精査し、地域景観づくり協定の案を策定する。

○運用方法の検討と運用マニュアル等の素案作成

運用に向けた仕組みや手続きを検討し整備するとともに、円滑な運用のために協定を補完するマニュアル等の素案を検討作成する

⇒大阪市及び他都市での類似事例を参考に、運用ルールを検討し、運用マニュアル及び手続き図書の素案を作成し、2020年度以降、協定に基づくまちなみ形成の取り組みをスムーズに始められるための準備も並行して行う。

○協定案の合意形成

上記を踏まえ、協定策定に向けて関係権利者への周知徹底と合意形成を図る

⇒地域景観づくり協定の案および運用マニュアル等について、分かりやすくまとめた説明資料を作成し、地権者向けの説明会を複数回実施することにより合意形成を図る。